

# 産業建設常任委員会会議録

[平成25年 8月 8日開催]

南あわじ市議会

# 産業建設常任委員会会議録

日 時 平成25年 8月 8日  
午前10時00分 開会  
午前11時31分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（7名）

委 員 長	阿 部 計 一
副 委 員 長	印 部 久 信
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	長 船 吉 博
議 長	森 上 祐 治

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	斉 藤 浩 平

### 説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	岸 上 敏 之
産業振興部付部長 (鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長)	興 津 良 祐
農業振興部長	神 田 拓 治

都市整備部長	山崎昌広
下水道部長	原口幸夫
農業振興部次長	森本秀利
都市整備部次長	垣本義博
下水道部次長兼下水道課長	岩倉正典
産業振興部商工観光課長	阿部員久
産業振興部企業誘致課長	北川真由美
産業振興部水産振興課長	榎本輝夫
農業振興部農地整備課長	喜田展弘
農業振興部地籍調査課長	和田昌治
農業振興部農業共済課長	宮崎須次
都市整備部管理課長	和田幸三
都市整備部建設課長	赤松啓二
都市整備部都市計画課長	原口久司
下水道部企業経営課長	江本晴己

## II. 会議に付した事件

- 1. 所管事務調査について…………… 5
  - (1) 産業振興の推進について
  - (2) 農業振興の推進について
  - (3) 都市整備事業の推進について
  - (4) 下水道事業の推進について
  - (5) 農業委員会に関すること
- 2. その他…………… 27

## III. 会議録

# 産業建設常任委員会

平成25年 8月 8日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時31分)

○阿部計一委員長 皆さん、おはようございます。

執行部の皆さん、また、議員各位には、大変お暑い中、常任委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

高校野球もきょうは開会式ということで、本格的な夏がやってきたという感じがいたしますし、また、各地でゲリラ的な豪雨が発生しているということで、非常に異常気象の感があるわけですが、幸い、南あわじ市にしては雨が欲しいわけですが、そういう災害につながるような豪雨はないということで、非常にうれしい限りでございます。

それでは、ただいまから、産業建設常任委員会を開会をいたします。

執行部、何か。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

多少は過ごしやすくなるのかなと思ったら、逆に、きのうなんか38度何ぼというような、非常に酷暑の日が続いております。きょうは産業建設常任委員会の皆さん方の事務調査ということで、御苦労さんでございます。

1点、ちょっと御報告を申し上げたいと思います。実は、この前から3市の首長の中では本四公団、6月25日だったと思うんですが、中間報告が出まして、やはり多少、以前の話から後退するような中身が聞こえてきます。そんなことから私たち3人、きのう、淡路市長会があったんですが、その中でちょっと最近そういう行動が、淡路全体も、また、周囲、県は先般、知事さん等が国へ行って来たようでございますが、やはり地元の市民のそういう熱意を示すべきやということで、きのうからいろいろアポをとっておまして、8月30日にほぼ決定したんですが、やはり、淡路だけでなくして、徳島も香川も、四国全体としてはやはり高速道路の料金設定が、今後の地域の活性化にかなり影響が出る一つのキーワードだというふうに思っております。

そんなことから、とりあえずは淡路が一番の身近なところでありますので、3人の市長、できれば国交大臣にということだったんですが、きのうからアポをとってもなかなか。最近、大臣が直接会ってくれないと。副大臣ならちょっと。副大臣のアポはとれました。できるだけ、これからそういう運動が広い範囲で進めていく、今、計画を進めておりますので、議員の先生方にもぜひ具体的に、これから行動内容が決まってきましたら、よろしくお願いを申し上げ、また、私どももその状況等、いち早く的確におつなぎをしまいたい、このように思っております。

実は、先日からセライナ市の学生使節団、きょうは早いものでもう1週間、送別になります。もう、すぐこの後、送別の式がありますので中座いたしますが、よろしくお願いたします。

○阿部計一委員長 1点、御報告をいたします。

農業委員会事務局課長、小谷さん、一身上の都合により欠席をしておりますので御理解をいただきたいと思ひます。

なお、議長につきましても、市長とともにセライナ市の関係で退座をしておりますので御理解をいただきたいと思ひます。

それでは、ただいまから閉会中の継続調査として申し出てあります所管事務調査事項5件について調査をいたします。

お諮りします。

5件一括して調査したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議なしと認めます。

よって、5件一括議題として審査を行います。

これより、審議を行います。

副市長。

○副市長(川野四朗) この間の臨時議会の付託案件の委員会のときに、ちょっと私が若人の広場の今後の追悼行事のことで説明をさせていただいたんですが、少し説明不足で誤解を招くんでないかというような発言をしましたので、ここでちょっと追加説明をさせていただこうと思ひますので、お願いたします。

完成した後のあそこでの追悼行事、これは、竣工式は別に考えておりますけども、その後については、全国に呼びかけて大々的にやるというような追悼行事は考えていないというふうな発言をさせていただいたんですが、取り方によっては何もしないのかという話に聞こえたようでございます。ただ、我々として考えているのは、先ほど言いましたように、竣工行事は、これは別のものとしてできるだけ大々的にやりたいと思っております。その後の行事については、全国的に呼びかけて毎年やるというようなことは考えてないということです。

今やっておるような内輪の献花式、そういうものについては、今後、若人の広場の灯を永遠に灯し続けるための事業というようなことで、ふるさと応援寄附金の事業にもしておりますので、そういうものも踏まえて、市民の皆さん方と一緒に、今後どのような

形にすべきかというようなことを検討したいと考えておりますので、追悼行事をやらないという話じゃなくて、その、永遠の灯を灯し続けるという中での行事にしたいなと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いをしたいと思います。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 僕の質問だったかと思うので、僕のほうも、今度は追加要望という感じで。全国的にということは、僕もそこまでしなくていいかなとは思ってますので。8月15日に今、執行部と議会で献花式をしてるんですけども、もちろん、市民の方でも行きたいと言われてる方も毎年、耳に入ってきますし、ずっと僕も思ってるんですけど、修学旅行生とか、そういう、ぜひ平和というか学徒のそういった思いを受け継ぐというか、感じ取れるような施設としてやっぱり、大々的ということは別に要らないですけども、誰でも立ち寄って、その平和の思いを持てるというような施設にしてほしいので。市民主導とかいう言葉もありますけども、やっぱりそういう追悼式というか献花式は、やっぱり行政こそが中心になってぜひやっていただきたいなという思いがありますので、よく検討していただいて、やるという方向でお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これもまだ構想の段階ですけど、私どもが考えておりますのが、今後のあそこの運営等につきましても、市民の皆さん方にも関心を持っていただいているということでございますので、（仮称）若人の広場を守る会とか、そういうふうな形の市民レベルの会合を持っていただいて、あそこの清掃奉仕であったり、そういう慰霊の行事であったり、というものもやっぱり考えていただいているかどうか。その中で、やっぱり市がそういう形でやるべきやというようなことでしたら、今のような内輪の話では幾らでもできますので、そういう中で市民の皆さん方と一緒に、ちょっとあり方については検討してみたいなと。

何とか、あちこちのそういう慰霊の碑なんかを見ておりましたら、国がつくっておる千鳥ヶ淵の戦没者墓苑も、そういうような戦没墓苑奉賛会というものもつくって、皆さんがやっておられるようですので、我々のほうでも若人の広場奉賛会か、先ほどの守る会か、何かそういうふうな形の、市民も入ったような会をつくって。我々のところでも、あそこに関連するものとしては以前、南淡の議会の議長さんをされておった河井さんがやっておられた、永遠に灯を灯し続ける会とか、それからNPO法人も2つもあるわけですので、そういう皆さん方のお力も借りて、今度どのようなあそこの運営をしていくのかということ

も考えたいなど。

決定はまだしておりませんが、そういうふうには思っていますので、着工した暁には少し、そういうものを検討する会もつくってみたいなどというふうに思っていますので、市民の皆さん方も入ってやっぱりやるべきかなという考え方をいたしております。市が今やっておるようなことは、これはもう、経費もかかりませんし、ただ、町内の議員さんに御協力いただくということでございますので、そういうことは幾らでもできるわけなんですけど、それでいいのかという話もありますので、一遍検討してみたいと思っています。

○阿部計一委員長           ほかに。

印部副委員長。

○印部久信副委員長           4月の13日に震災が淡路でも起こったわけですが、それに関連して、農業共済の、建物共済等について聞きたいと思うんです。先ほど、防災とも話をしておりましたら、市がそのときの、震災の被害を受けた方に見舞金5,000円ということであったわけですが、今のところ、1,531件の申請があって、5,000円の支払い件数が1,528件ということなんです。この農業共済の建物共済、特にその建物共済でも総合共済というのがあるわけですが、その支払いもほぼ確定して終わったのかなというふうに思っておるわけですが。まず、南あわじ市で、建物共済は何戸加入していますか。

○阿部計一委員長           農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）           全体で引き受け戸数が4,338戸加入しております。

○阿部計一委員長           印部副委員長。

○印部久信副委員長           その中で、総合共済にも加入している農家があると思うんですが、それは何件ありますか。

○阿部計一委員長           農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）           464戸でございます。

○阿部計一委員長           印部副委員長。

○印部久信副委員長           この464戸のうち、このたびの震災で被害を受けて共済金の支



払いを請求というか要請している件数はどれぐらいありますか。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 79戸の方が被害が、総合共済に入られている方で被害があったわけなんですけども、そのうち65戸の方が対象となっております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、課長、79戸が申請があつて65戸が対象ということは、14件というのは、これは何ですか。免責か何かになって被害の、共済金の支払い対象にならんということですか。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 被害が少なかったということで、対象にならなかったということです。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 免責は何ぼから免責ですか、被害の。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） これは、新築価格の5%の形で被害額を出すわけなんですけども、例えば3,000万が新築価格といたしましたら、5%で150万円が被害額ということになります。それで、150万以上被害がなければならぬということになっております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ということは課長、これ、14戸は150万円以下の被害であったということになってくると思うんですが、この査定はどこがやっておるんですか。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 今の、副委員長さんがおっしゃっておったことなんですけども、あくまでも今は新築価格が3,000万円ということが例になりますので、それが提示した分についての額の5%ということになりますので、それが3,000万としたら150万ということになるわけなんで、2,000万にしたら100万以下が免責というような形で、その新築価格が幾らかということがまず問題というか、そういう新築価格が出てこないとちょっと、被害額が出てこないということになります。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ですから、どこが査定しておるのかということ。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 評価のほうは兵庫県の連合会のほうが査定をしております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、この150万円以下の被害の場合は、建物共済の総合共済に入っておっても共済金がないと、全くないということですか。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 新築価格の場合の3,000万円以下だったら、ないということになります。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そしたら、65戸で、南あわじ市で65戸で、総額支払い共済金は何ぼになってますか。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 今のところは49件が計算済みとなっております。その

額が2,097万1,924円となっております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そうなってきますとあれですか、1件当たり平均50万ぐらいということになるわけですが、これは火災保険の、火災いったときの火災共済の支払いと、この総合共済の支払いというのは、大分違いがあるのかな。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） この総合共済の地震対応なんですけども、加入金額の最高金額が2,000万円になっておりますので、その30%の600万円、これが最高の共済金額の支払いとなっております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そしたら課長、500万円の損害ということになった場合の支払い共済金額は何ぼになるんですか。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） これは今、話をさせていただいた、新築価格が3,000万円で、これは例えばの話ですけども、加入金額が2,000万円、満杯入っているということの例ですけども、その場合については、新築価格分の、損害額かける新築価格分の加入金額の30%という式でございますけども、それに当てはめると100万円になります。それで、100万円プラス、1割が片づけ費用ということで、500万円の被害であれば、110万円の共済金の支払いとなるということでございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 全損の場合は。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 全損の場合は、先ほども言ったように、600万円プラ

ス60万円の片づけ費用で、660万円の支払いとなります。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、課長、加入されとる方、こんなはずやなかったになれへんか。火災保険やったら、2,000万入ったらほぼ2,000万、全焼した場合、2,000万もらえるのやから。この総合共済の場合は、2,000万入ったらと思うても、今の計算式でもらうお金が、全損しても、ちょっと3分の1でかな、評価の。これ、加入者と、大分説明しとかんと、トラブル起これへんかな。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 今のところ、トラブルというのはないんですけども。先ほどもお話しさせていただいたとおり、加入金額の最高額が2,000万円となっておりますので、2,000万円の最高で30%、例えば、今ので600万円になるんですけども、例えば1,000万加入いただいたら30%の300万というような形でなっておりますので、その点で、今のところはトラブルはございません。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、掛金よな。いわゆる火災のほうの建物共済と総合共済との掛金よな。掛金というのはどれぐらいの違いがあるの。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 例えば1,000万円の加入でしたら、木造で、火災共済の場合、6,800円になりますけども、地震のこの総合共済の場合は、1,000万円で1万9,400円になります。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、課長、掛金がちょっと3倍よな。掛金が3倍ということは、事故発生率がそれだけ高いということでの、掛金が高いということは。そう。事故発生率が少なかったら掛金というのは、我々の車でもどんどん下がっていくんでかな。高いということは、事故発生率が高いさかい、こないなとんでかの。

その割にしたら、この30%という意味がようわからんのやけんどな。新築に対する30%という意味が。これは制度でこないなとんのやからそうやけど、農家に加入推進していくときに、皆、これほんまに理解できとんのかな。これ、今回、加入しとった人が、43件が2,097万円といたら、1件当たり50万ぐらいよの、平均して、共済金額が。こんなんけって言えへんか。思うとったより少な過ぎて、皆これ、ええっという感じやと思うのやけんど、それはなかったですか。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） これは、農協さんとも兼ね合いはあるんですけども、基準は、県のほうに聞いておることなんですけど、基準は農協さんと同じということで、考え方は同じということになっておるそうです。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ともかく、我々南あわじ市の市民にとって、この災害に対する補償というのは大事やと思うんですわね。火災保険よりも特にこの、津波というやかましく言いよる時期に、総合共済というのは大事やと思うんやけど、やっぱりこれは、南あわじ市でも普及をしていって、進めていかんと思うんですが、このたびのこの農済の新聞折り込み、四、五日前に入っておったかと思うんですが、それをずっと見ておったら、この総合共済のこと書いてないんやな。総合共済のことを。建物共済のこととか農機具共済とか、もろもろ書いてあるんやけど、その総合共済のことが書いてないんで。南あわじ市にとったら、私は火災共済よりもどちらかと言うとこっちのほうが大それたやと思うねんけど、これを、このパンフレットに出てなかったと、これはどないいうことですか。

○阿部計一委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 私のほうもちょっと、その辺のきちとしたところは見えてなかったのもあるんですけども、入っていなかったことはまことに申しわけございません。それは、来年以降、きちっと総合共済も入れるような形でしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 今言うたように、南あわじ市の建物共済の場合は、どちらかと言

うと、今、総合共済のほうにウエートを置いていかんといかんと思うんよな。掛金は高いということは、災害の可能性があるからゆえに高いんであって。ですからやっぱり、共済も建物共済を推進していく場合は、単純なこの火災共済だけでなしに総合共済を勧めていくためには、やっぱりもうちょっとよう説明をして、災害が多かったところは、共済金がちょっとな、思うとったより少なくて、ええっという感じもあるねんけど、そこらもよう説明しながら、これを勧めていかんといかんと思うんです。だから、このパンフレットには1ページに書かんといかんのを、落としておったらいかんと思う。そこらを気をつけてやってもらったら。

終わります。

○阿部計一委員長       ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員       若干、昨年施行された総合治水条例について、先般も一般質問させていただいたんやけど、11ブロックかなんかで、市のほうでそれに、総合治水条例に基づく計画書の作成ということなんやけど、その計画書というのはいつできますか。

○阿部計一委員長       都市整備部次長。

○都市整備部次長（垣本義博）       ことしのワーキング会ということで、8月1日に第1回目の総合治水の会がございました。予定といたしましては、淡路地区につきましては平成25年度末ということで、3月に推進計画を策定する予定であります。

○阿部計一委員長       谷口委員。

○谷口博文委員       私もこの条例、ちょっと目を通してんけど、条例の罰則規定として、開発に伴うやつには罰則規定があったと思うんですわ。そこでお尋ねすんねんけど、条例施行以降の、当市における開発申請等は、現段階、あったんですか。

○阿部計一委員長       都市整備部次長。

○都市整備部次長（垣本義博）       一応、この総合治水条例ということで兵庫県では全国で初めて、昨年度4月1日より策定されております。この総合治水の特徴といたしましては、今まで遊水池が、設置が行政主導でございました。それがこの総合治水条例が施行されることにより、特別遊水池ですか、ちょっと待ってください。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、市内でこの条例に見合うような開発申請というのはあったか、ないのかを。

○阿部計一委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（垣本義博） 開発は今のところございません。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 開発というか、それに伴うような罰則規定があったと思うんですけど、その辺がやっぱり、その立入検査権というのは市にあるのか、これは県の条例やから県にあると思うんですけど、そのあたりはどうなんですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 基本的に、総合治水条例といいますのは県の条例でして、県で定めた条例で、基本的なことを定めております。開発に伴う、今言います調整池については1ヘクタール以上について設置義務を設けておりまして、その分につきましては県の開発の指導の中で適用されると思っております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ですから、その開発に伴って立入検査権を持っておるのは、当然県やと思うんですけど、その辺、市のほうが県のほうへ、違反というか、あった段階に県のほうへ報告をあげて県のほうの立入検査官が来て、違反処理をされるというようなことでよろしいんですか。

○阿部計一委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（垣本義博） 今言う、1ヘクタールの開発行為に対しまして、重要調整池を設置を義務づけされました。ですから、この違反した場合は、知事のほうから罰金が科せられます。その開発行為は当然、都市計画のほうにも出てきますので、うちのほ

うから報告し、県のほうが取り締まりする予定だと思います。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は行政指導やないけど、開発許可申請が出てきたと、そのときに開発許可申請どおりに施工されてなかったような場合というのは、市のほうは開発許可申請に基づいて、現地調査というのはどなたが行かれるんですか。書類上だけで申請されますわな。どなたが行って、その開発許可申請どおりの調整池が設置できるのかどうかというのは、誰が確認されて、県のほうへ報告されるんですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 開発許可権者というのは、基本的に権限を持っておるのは県なので、1ヘクタール以上といいますと、都計区域、都計区域外ともども県が持っていますので、県のほうが指導すると。許可申請があった段階で、それに不適合なものがあれば指導すると。それで、それを無視してやったような場合は、総合治水条例の中の罰則規定でたしか、1年以下の懲役または50万円以下の罰金というような形で罰則規定を適用するという形になろうかと思います。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、ダム、ため池、あの辺には罰則がなかったと思うのやけど。条例違反の。あの辺は上位法か何かで、当然、何か罰則があるんですか。要は、ダムの管理だったり、ため池の管理でも、ある程度、雨水をあれしとったら、前もってそれなりの治水できるように、ある程度しなさいというような県の条例が記載されていますわね。その条例に違反したときに、この総合治水の条例では罰則はなかったと思うねけど、上位法か何かでそれを、行政指導、警告、命令というか、その辺の手続、違反処理に当たっての何か、そういうふうな上位法はあるんですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 総合治水条例といいますのは、罰則規定が適用できるものについては調整池の部分だけやと思っています。それ以外の理念条例になりますので、住民の方の協力、行政の方のすべきこと等を定めておる分の基本条例ですので、その中で罰則等を適用できるのは、開発行為に伴う特別調整池等の設置の部分で罰則規定を設けておると



いうケースですので、ため池等の、協力依頼みたいな形になってますので、事前に、大雨の前に利水の容量を下げてください、それで調整機能を持ちましょうというような趣旨を住民の方に御協力を依頼しておるような条例になってます。ですから、特に罰則規定等を設けての指導ではないと思っております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 例えば、これで、日本のインフラが危ないというようなことで先般もテレビで報道されとってんけど、ため池の点検というか、そのあたりは。前にもお尋ねしてんけど、淡路島特有の、2万カ所以上あるようなため池の、その辺の治水に関する点検というのは徹底してやられておられるんですか。

○阿部計一委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） ため池に関しては、地震の関係で耐震調査、それからため池の一斉点検、受益面積によってちょっと違うんですけども、そういった調査を県下一斉に、今後計画してございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 防災のため池の改修とかいうて、私も先般お願いしたため池もあるんですよ。あの辺、田主の方というか、ため池の管理者の方が、やはりこれ、ため池というのは、よけがあるさかい、ため池というらしいんやけど、そういうふうな、田主から、所有者からやっぱり、これが決壊したら人家なりそういうふうな影響があるということで、申請したときは速やかに改修というのはやっていただいておりますか。

○阿部計一委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） そのときの状況に応じて、緊急性のあるものとかそういったものは、防災減災事業とか、県のほうと相談しまして早急に進めるというようなことを考えております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 入札のやつ見ておったらな、農災のやつで、ため池とか河川とかいう

のは、何か辞退というか不調というか、そういうふうに、入札が執行できらんような状況が過分にあると思うんやけど、その辺の原因というのは何なんですか。

○阿部計一委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） ため池に関しては、結構、工事的に、業者に言わせるとちょっと難しいとか、工事の期間が限られておりますので、かんがい時期を外して工事せんなんとか、それから、ため池の場所とか、山間部分とかそういった、交通の便が悪いとか、そういったことで業者のほうもそういうことを考えて、そういった状態が出てきておるといようなことでございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要はため池改修してくれというのは、当然、田主からの申請があって、それでその辺、いろんなさまざまな事業で改修というのはやっていくと思うんよな。ということ、そういうふうなため池自身の農業用水としての取水機能を持たんような状況やさかいに、ため池の改修というのは田主からあがっていつておると思うんやけど、その辺、入札執行したって落ちらんというのは、経費的なもので、安いとか何かで工事をとってくれへんというようなケースでもないんですか。これ、緊急性があるさかいに改修してくれと申請があがってとんのでしょうか、それが不調、不調だったらちょっと調子が悪いと思うんやけど。その辺、何とかええ方法はございませんか。

○阿部計一委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） その入札の不調が続いておる、その時期に関しては、ちょうど災害とかちょっと、一緒にかんでおまして、最近でしたら結構とってくれておりますので、今後そういうことで進めたいと思っております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それはほんでまたよろしくお願ひしたいのと、もう1点、総合治水に関連してやけど、やはり河川改修よの。そこらで、要は地元から堤体の裏のりから漏水があると、主要河川道路においてそういうふうな要請があるにもかかわらず、これを放置しとって、そういう堤体が決壊、破堤して、甚大な家屋、人的な被害が出たと、その辺の責任というのはどのように理解したらよろしいんですか。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 河川の破堤による人家の被害ということで、その責任の所在ということですが、破堤自体は当然起こり得ることかと思えます。ただ、それをできるだけないように、県のほうもある一定の洪水に対応する河川の改修を行っているところ、また、今後行おうとしているところがございます。市のほうにつきましても、市のほうで準用河川を持ってますし、一般の普通河川、いわゆる水路と普通河川なんですけども、そこら辺、当然、被害は起こり得るものやと思えますけども、できるだけそれを避けるために改修なども行っております。ですから、自然災害といいますのは、雨水の量とかいろんな諸原因がございますので、一概に河川自体に責任があるということじゃなしに、自然災害的なもので起こり得るものやということで、できるだけ市のほうはそういうことが起こらんように対応したいということで、河川のほうの管理をいたしております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 例えば、県の重要河川が裏から漏水しよると、地元住民が、これはいづれ、これは裏から漏水しよることは、至急改修しなくては、やはり破堤の危険性があるということで行政のほうへ、県のほうへ再三申し入れしとると。にもかかわらず、財政的なものかどうかは別として、何ら対策をとらんと。そういう危険ということ、行政機関に住民のほうから申し入れをしておるにもかかわらず、何の対策も講じなかったときに、そこが破堤したときに、河川の管理責任というのは、私はあると思うねけど、その辺の認識はどうなんですか。

○阿部計一委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（垣本義博） 松帆の低地対策・・・

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 松帆のことを言いよると違うねん。一般論で。

○阿部計一委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（垣本義博） 一般論ですか。過去に越流して裏のりがあらわれて、

それが原因で川が破堤したこともあります。当然そういう、平成16年ですか、そのときに三原川等が裏のりがあらわれて破堤しております。当然、県のほうにも、そのことは県のほうもわかっておりますので、昨年度、かなり空洞化ということで、裏のりのほうに水が漏れてるということで、特に三原川中心なんですけども、矢板護岸のところを中心に護岸の調査をしております。なかなかその、水の流れがわからないということで、県のほうも当然、実際その漏れているときにその現場へ行って、その状況を把握したいと、そういう状況でございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 違うねん。行政が認知せん場合において、誰からも言うてってないときに破堤しようと、これは管理責任ということまで私は言えらんと思うねんけど、行政が既にそういうふうな危険性があるということ、未必の故意じゃないけど、それを放置しといたらいずれ破堤して、人的被害、家屋の被害が起こるものにもかかわらず、行政の不作为によって、もし被害ができたときに行政の管理責任というのは、一般論で結構なんやけど、私はあると思うねんけど。そのあたり、行政の見解についてお尋ねをしよるわけです。

それを放置しといたらいずれ破堤するかもわからんような状況ですということで、住民が行政機関に申し入れをしとると。にもかかわらず、何の対策もとらず放置しておいた段階でそこが破堤して人的、家屋への被害が発生したと。そのときの管理責任というのは、私は行政側にあると思うねんけど、そのあたりは行政としてはどういう御認識をお持ちですかということをお尋ねしとるわけです。

○阿部計一委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 一般的に行政責任といいますと、管理瑕疵の問題になってこようかと思えます。判例等の中でもいろいろ出ておまして、その都度原因なり、その状況なりを把握しながら、もし事故が起こった場合の管理瑕疵の管理責任みたいなことは判決の中でも出ておる部分があると思えます。言われておる、住民の方から危険ですよというような通報があったものについては、県の河川であれば県のほうへは連絡申し上げて、現場も確認いただいておりますので、県のほうで、特に早急に必要なものについては対応いただいております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　これは市に対してやったって、当然そうやと思うんよの。自治会から申し入れしとると。それは市当局がそれを認知したというような思いがあんねけんど。そこで、日本のインフラが危ないということで先般も出よってんけんど、橋の、橋梁、707、市の橋があるというようなことで、そのあたりの、高度成長時代にどんどん、笹子トンネルから首都高から、あちこち非常に、高度成長時代にした公共というやつが、公共が悪なように、コンクリートから人やいうような、ばかな政権ができたおかげで放置されておるような状況で、非常に日本のインフラが危ないと。市内にも当然、そういうような橋梁、その辺もあると思うねんけんど、その辺の橋梁点検というのは、今の現状、どうなんですか。

○阿部計一委員長　　建設課長。

○建設課長（赤松啓二）　　点検につきましては、以前から報告もさせていただいてますけども、平成20年度から改修しまして、一応、全部の橋梁の点検は終わっております。そして、この点検については5年サイクルでやっていこうということで、今年度からまた2回目の全部の橋梁の調査を始めます。単年度で七百幾つかの橋の調査はできませんので、今年度からまた3年ほどかけて、もう一度点検していくと。その中で、いよいよことしから、平成20年度から点検した結果を踏まえて修繕計画をつくっておりますけども、今年度からいよいよ修繕に入っていきます。ことしは3橋、そして来年は4橋でしたか、順次修繕をしていく予定でございます。

○阿部計一委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　差しさわりがなかったらこの3橋、4橋というのを。これはここで具体的な公表はできへんのですか。橋の、今、3橋、ことし改修するというか補強するという、この3つの場所というのは言われへんの。

○阿部計一委員長　　建設課長。

○建設課長（赤松啓二）　　修繕する橋梁については当然、入札等もしていきますので、それは公表できます。それで、ことしの予定は、河田橋、八反橋、奥の内橋、その3橋だったと思います。

○阿部計一委員長　　谷口委員。

- 谷口博文委員 地名で言うてもらったら、どこになるの。
- 阿部計一委員長 建設課長。
- 建設課長（赤松啓二） 2橋については旧三原の神代、あと一つは福良ということになってます。
- 阿部計一委員長 谷口委員。
- 谷口博文委員 ここでため池も点検か何か言うて、先般入札か何かしとったように思うねんけど。その辺の状況というのをちょっと教えてください。専門的な業者に委託して、ため池の点検か何か言うて、調査か何かで入札執行されとったと思うんよ。
- 阿部計一委員長 農地整備課長。
- 農地整備課長（喜田展弘） 調査種類がありまして、耐震調査と、それにつきましてはちょっと、規模の大きいボーリングとかしてする調査と、それと今回の一斉点検という点検がございまして、それはちょっと規模の小さい、その辺もボーリングするんですけども、これがことし135カ所ぐらい。大きいほうは15カ所か、そのぐらいございます。まだこれ始まったばかりで、まだ大きいほうのボーリング調査は今後、年度末ぐらいまでかかります。  
以上です。
- 阿部計一委員長 ほかに。  
長船委員。
- 長船吉博委員 地域振興券というたら、産業振興部じゃの。6月の、たしか2日に発行したんかな。これ、今現在、どんな状況ですか、使用状況。何かチェックとか、そういうようなのはしておるんでしょうか。
- 阿部計一委員長 商工観光課長。
- 商工観光課長（阿部員久） 一応、使用状況につきましては毎月、商工会のほうから報告があがっておりますが、7月31日現在で267件、金額にしまして7,925万4,000円ということで、全体の36%使用ということになってます。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この267件、商工会のほうで出てきた。なら、商業者やの、商工会のほうへその地域振興券を持ってきた、その振興券が商業者に、いつお金にかわるんですか。現金に。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 一応、支払い日につきましては、月末で締めて翌月にお支払いしているんですが、この7月31日で締めた分については8月16日に渡るようになってます。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 商業者の中で、ちょっと現金にかわるのが遅いと、そういうちょっと声があるんですよ。そんな中で、これは、うそかほんまかは知らんねんけど、僕ら個人がその地域振興券を使って商店へ行って買い物をしたと。その振興券、商業者が現金にかわるのがまだまだ先やと、それならこの振興券をまた違う商業者へ持って行って使っているというようなことが、現実あるようなことをちょっと耳にしよんのよの。本来、その振興券の、市が発行しとる根本的な意味から逸脱しとるわけやの。そこら、チェックとかそういうようなのはできにくいと思うねんけども、そういう声は聞いたことはないですかね。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そういう声については、現実に聞いたこともございます。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これもうわさなんやけども、1人の人が40万円の車を地域振興券で買ったとかいうようなことも耳にしよるわけやな。何かこの、地域振興券、市が一生懸命そういう地域商業のためにやとる割には、その使われ方がもう一つ、体をなしてないような部分が余りにもかいま見れるような部分があるんですけれども。そんなのはごく一部の人だとは思んやけども。だけども、やっぱりそういうのは余りあってはならんことやな。どんなしてそんだけ振興券を集めたんか、僕らわからんけども。今後、この振興券の

あり方というのもひとつ、考えるべきではないかなという、僕らは思いがするんやな。本当に、商業者にとっては今回、ジャスコが入ってないので商業者にとってはかなりのメリットにはなるんだろうと思うんだけども、まだまだそういう部分が、悪い部分がかいま見れるのが、本当にこれがええのか悪いのかという。もうひとつ工夫、ふた工夫、検討すべき点があるんじゃないかという思いがするんやけども。

まだまだ36%の回収率やから、まだもっともっと個人の方が持っておるんですから、まだこれ、より一層、そういう部分について、使われる可能性も出てくるんで、そこらのやはりチェックなりそういうようなのも必要ではないかという思いなんですけども。商工会との話し合いでは、商工会はどんなふうに言ってますか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今回の振興券事業をするに当たって、十分、商工会とは相談、話し合いをしていったわけですが、まず発売については、できるだけ大勢の方に買っていただくというのが一つの目的でありまして、1人2セットまでという制限をしたわけですが、現実には4会場で発売している関係上、買いあさったら4会場分買えるというようなことがあろうかと思えます。その辺についても今後の課題としまして、セット数をふやして、事前の申し込み数を往復はがき等でチェックすると、そういうことも今回考えたわけですが、過去のいきさつ等、経緯等を考慮しまして、そこまでしなくてもいいんじゃないかということで、今回の実施に当たったわけですが、今後はそういったところもよく考えて行っていきたいというふうに思います。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 できたら、商工会、その商業者が持ってきたときに、すぐに早いこと現金にかえてあげるといってもやっぱり、商工会との協議も再度するべきではないかなという気がするんよ。それはやっぱり、商業者の人からそういう声を聞くんで。そやから、自分のところで使ってもろうたやつをよそへ行って使うやいうようなことは、すぐにかえてもらうことになれば、そういうことはなくなるようなことにもなるんだし。そこら、もう一度商工会と色々な形で相談するべきではないかなという思いがするんです。

余り商工会に大きな現金を置くというのは、商工会としては余り好ましくないかもしれませんが、ある程度の部分、小さな商業者であつたら、大体、よう来ても10万、20万ぐらいやな。50万、100万になったら事前にそういうふうな形で言うてもろうたら、商工会のほうもお金も用意もしてくれるだろうし。そこら再度、もう一度話し合いをして検討してもらわれへんかな。



○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 商業者の方にはできるだけ早くお支払いできるように、今後検討していきたいと思います。

○阿部計一委員長 暫時休憩をいたします。  
再開は午前11時10分といたします。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時10分）

○阿部計一委員長 それでは、再開をいたします。  
何かございませんか。  
谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっと、地籍についてお尋ねすんねけど。一般論で結構なんやけど、地籍調査は、このたび松帆のほうにも入ってくれとるわな。あの辺というたら、民民の境界をするときというたら、民民の立ち会いのもとにすんねけど、その辺で話がつけへんだら、どないなるの。

○阿部計一委員長 地籍調査課長。

○地籍調査課長（和田昌治） 民民の境界が確認できなかった場合というときにつきましては、最終的には筆界未定地の処理となります。筆界未定といいますのは、Aさん、Bさんのお持ちになっておる、何番、何番の土地の境界が確認できないという処理になりますので、地図上には何番プラス何番プラスというような形で、地番のプラス表示にして地籍調査を終えることとなります。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これも例えばの話でええねんけど、何らかの改修で公共のところの支線にかかると。そういうときに、地籍が入った段階で、民民の境界やりますわな。今、課長がおっしゃったようなことだったら、公共としてこの土地を取得するときには、取得

できらんということですか。

○阿部計一委員長 地籍調査課長。

○地籍調査課長（和田昌治） 筆界未定地のところについて、公共事業が入ったときに用地買収の絡みの話なんですけど、地籍調査に入った後で公共用地を取得する場合につきましては、筆界未定地の処理を行った後に、用地買収を行っているのが通例となっております。ただ、個人さんと個人さんの境界につきましては、公共といえどもなかなか個人さんとの利害の関係のぶつかり合っている部分でございますので、話のつかない限りはこれ、なかなか前に進めないこともあろうかと思えます。地籍調査に入ってなくても、基本的にはその境界については、公共事業が入ったときに対立があれば、用地買収のなかなか対象には、用地買収の対象になっておっても話をつけない限りは進めませんので、結果的には同じことかと思えます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、要は底地の登記自身がいまだにできてないような状況にあるようなところの地籍調査というたら、誰が立ち会いするのか。

○阿部計一委員長 地籍調査課長。

○地籍調査課長（和田昌治） 地籍調査において、相続されてない土地を指して言われておるんだと思いますが、例えば、なんぼの土地、古いおじいさんの3代前のおじいさんの名前になっている土地というのは、南あわじ市の中でも相当あります。それにつきましては、現に土地を管理している相続人の方々、ほとんど現地におられますので、その方々に立ち会っていただいて調査を進めております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、毎回聞くということで聞かせてもらうんですが、食の拠点についてなんですけど、現在の進捗状況と、何か、計画は予定どおりですか。何か変更等がありましたら。ありませんか。その辺をお聞かせください。

○阿部計一委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 食の拠点の進捗状況というお話でございます。まず、施設のいわゆる運営管理を行う組織ということで、以前から調整等を行っているところなんですけども、これにつきましては現在もなお、調整中ということでございます。あと、施設の主要部分となります、いわゆる直販所におきまして、具体的にその直販所でどれだけの、例えば農家の方が参加いただけるかとか、また、販売する野菜等につきまして、どんな品種のものがあって、どれだけの期間販売できるか、そういったことを具体的に調査をするということで、現在の、市の直販連絡協議会を通じまして、農家さんに調査を現在行っております。

また、周年を通しまして、その直販所が営業をおこなうに当たりまして、いつごろどれだけ、足りない部分も出てこようかと思えます。そういった期間に、市内だけではなくて、淡路島まるごとということでございますので、洲本市、淡路市等にもお声がけをして、どういったものをこの直販所に並べていただけるかと、そういうことを御協議いただいて、協力いただく場としまして、そういった組織づくりにも取り組んでいこうということで、今現在、考えてございます。

それとあと、施設整備についてですけども、国の補助金でございます農山漁村活性化支援交付金、これにつきまして6月21日に事業認可をいただいております。本年度事業の交付決定も7月にいただいております、本年度予定をしております建設敷地の調査測量につきましても、今後発注をかけていきたいというようなことで、今考えております。

以上のような状況でございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 結局、次長、今、施設そのものはそういうようなことで進んでいるということなんですけど、一番大事なことは、どこが運営するかということになると思うんですけど、その辺は大体、めどはついてきておるんですか。

○阿部計一委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 今、最終的にそれぞれの方の御確認をいただけていない状況でございますので、今の状況では調整中ということで御理解をいただきたいなと思っております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、今の次長の答弁は、まだ運営母体、事業主体はど

こにするかはまだ決まっていないというような理解でよろしいですか。

○阿部計一委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 現時点では決まっていない、そういうことでございます。

○阿部計一委員長 ほかに。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 それでは、所管事務調査につきましては審議を終了したいと思います。

次に、その他に入ります。

何かございませんか。

出田委員。

○出田裕重委員 若干、ちょっと所管から外れないようにしたいとは思ってるんですが、副市長にお尋ねします。定住自立圏構想、総務省のメニューがありましたよね。洲本市と淡路市が、マスコミ報道せずに締結をして、今、事業が進んでいってると聞いています。ある、淡路全体で活動している方からお話を聞いたんですけど、洲本市、淡路市には定住自立圏構想のメニューの中で観光振興とか都市整備とかも含めて、やっぱり要望されてるみたいで、淡路市と洲本市にはその窓口があると。で、南あわじ市は締結をしてない、加盟をしてないので、やっぱり、向こうの2市だけでしか事業が申請もできないし、取り組みの要請もできないということで、淡路全体でそういったいろいろ観光振興とかの活動をされてる方から、残念だなというような声を聞いたんです。何で南あわじ市は加盟しなかったんですかと、僕、結構よく聞かれるんですよ。今後、再加盟とか、再協議とか、何も、もちろんこの産業振興部も、洲本市と淡路市はかかわってやってるような事業もあるんですけど、どういう感じで見られますか、今、現状。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私どものスタンスは、以前と何ら変わりはありません。その後も洲本市と淡路市が協定を結んだという報告もございませんし、その後のお誘いもございませんので、先ほど言いましたように、私どものスタンスは、以前、皆さん方にもお話

ししたとおりでございます。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 もう一回聞いておきますけど、加盟しなかった理由を。どなたにもよくわかるように説明してもらえませんか。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 淡路島は以前から1市10町で、淡路広域事務組合というふうなことで広域的な事業の推進には当たってきたわけでございます。今も3市でその枠組みは変わらずに果たしてきておるわけでございますので、定住自立圏というような新しい制度が出てきたわけなんですけど、自立圏に至らなくても共同事業はできるのではないかと、3市共同して事業をしたらよろしいのではないですかというふうな形で私どもは枠組みを、今、変える必要はないということで、話には乗りませんでした。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 それで市民の人は納得できたらいいですけども。それは、副市長なりの行政目線での理由は、それはそれであるんでしょうけども、多分、市民の方にはなかなか理解されへんのかなと思いますし、僕も今でも何で加盟せえへんかったのかな、惜しいなというような思いをしておりますし、淡路全体の事業を、定住自立圏構想がなくてもできると言われてますけども、実際、淡路市と洲本市はそのメニューを使って事業を取り組み始めてますので、やっぱりいろいろ影響、波紋があるのかなと思いますよ。このままでいいと思いますか。そんな、今の副市長の説明、これは淡路全体の人に通るかなと思いますけどね。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 2つの市でやっておって、それが全部に行き渡らせたいというのであれば、そのものをこちらのほうに情報として提供していただいて、共同でやるものは、何も我々も、先ほど言いましたように枠組みがあるわけですから、排除しておりませんので。こういうことをやりたいと、それは、他の2市は定住自立圏の中でやりたい、我々は何も、定住自立圏の中でなくても、応分の負担をし、共同の事業を展開するということが可能なわけなので、何も、それが入らなければ、向こうが提案しておる事業が共同

できないという話じゃないので。そういうことがあるのであれば、市民の皆さん方も、我々のほうに言っていただいたらいいと思うんです。

それと、市民の皆さん方からは余り、定住自立圏のことは我々も広報はいたしませんでしたが、そういう話はどこからも聞いてはないので、今後の推移を見ながらですが、何も共同事業はしないという話じゃないので、今、広域行政でやっておられるような共同事業は、それは積極的にやったらええと思いますが、他の2市からそういう提案、これは定住自立圏でやってるんですが、南あわじ市さん、どうですかとか、南あわじ市さんはこの共同事業に参画しませんかという話は一切聞こえてきませんので。我々をかやの外に置いておいて、南あわじ市さんどうするんですかと言われても、判断のしようがございませんので、どういう事業を展開したいんだと、こういうことで淡路全体でやりたいんだというのであれば、提案していただければ、我々も、いいものであれば共同で事業をやることはやぶさかじゃないんで、そういうものには取り組んでいきたいと思っています。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 . . . . .にされてるのは、その団体の人たちなんですよ。その団体の方々が、そういう洲本市、淡路市でそういう事業展開をするときに、南あわじ市は定住自立圏構想には加盟してないから淡路全体の事業としては難しいでしょうねということ、多分洲本市か淡路市の人言うんでしょうね。そういうふうに使われてるんですよ、島民に対して、その事業メニューを。うまく説明できてないかもわかりませんが。またそういうことであれば、副市長、今そないして言われましたので、定住自立圏構想とか抜きにして、そういう要望も、南あわじ市にあげてくださいということは伝えときます。それでいいですね。

○阿部計一委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時24分)

(再開 午前11時27分)

○阿部計一委員長 再開します。

これはその他ですけれども、先ほど言われたように、この問題についてはこれまでにしたいと思います。

先ほど、副市長、出田委員の発言のうち、不適切と思われる部分については、後刻、記録を調査の上、委員長においてしかるべき処置をすることにいたします。

ほかに何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長       ないようでございますので、質疑を終結いたします。  
報告事項ありましたら。  
商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）       報告事項を1点だけさせていただきます。財団法人産業振興協会の現状についてということでございますが、公益法人の制度改正に伴いまして、財団法人南あわじ産業振興協会の今後のあり方について、理事会等で昨年から検討した結果、公益法人にも一般財団法人の認定、こういったところは難しいという結論から、南あわじ産業振興協会は解散するという方向で昨年から作業を進めてまいりました。存続許可につきましては、平成25年3月31日までとし、残余財産、これにつきましては南あわじ市に寄附するというものでいっております。4月1日から清算法人になり、財団が所有するゆとりっくの施設、これにつきましては、南あわじ市へ無償譲渡という形になり、その後、清算終了という形になります。また、残余財産については、約3億2,620万円ありまして、そのうち流動資産、現金ですが、2,170万が出るということで、これについては全額、南あわじ市に寄附するというもので現在進んでおります。  
以上、報告させていただきます。

○阿部計一委員長       ほかにありませんか。  
都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司）       若人の広場公園の整備に関してですけども、9月の8日の日曜日になるんですけども、安全祈願祭と起工式を、まだ確定ではないんですけども、準備、計画を進めております。決定次第、委員の皆様にも御案内させていただきますのでよろしく申し上げます。  
以上です。

○阿部計一委員長       ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長       それでは、所管事務調査全般についての調査をこれで終了いたします

す。

これもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前11時31分)



委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年 8月 8日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 阿部 計一